

2025年1月改訂

# 安全の手引き

在サウジアラビア日本国大使館

# 目 次

I はじめに	2
II 防犯の手引き	3
1 基本的な心構え	
2 一般治安情勢	
3 テロ情勢	
4 防犯対策等	
5 交通事情	
6 非常時の参考アラビア語	
III 在留邦人用緊急事態対処マニュアル	8
1 緊急事態とは	
2 予防的行動と普段の心構え	
3 緊急事態発生時の当館・日本人会の取組	
付録	13
1 緊急事態に備えてのチェックリスト	
2 主要連絡先等	

## I はじめに

サウジアラビアでは、近年も何者かによるテロ事件のほか、イエメンに活動拠点を置くホーシー派によるミサイル・ドローン攻撃もこれまで発生してきたことから、引き続き注意が必要です。

また、サウジアラビアにおいて、無用のトラブルに巻き込まれないため、当地の一般治安情勢、交通事情、独特の制度、習慣を考慮に入れて行動することが必要です。

この「安全の手引き」は、こうした様々な治安情勢を踏まえ、①一般犯罪・交通事故等に対する基本的な事項と、②緊急事態発生時における対応をとりまとめた「緊急事態対処マニュアル」で構成されています。

この手引きが少しでも皆様のお役に立てば幸いです。

**3か月以上滞在される方は、忘れずに「在留届」を提出してください**

●「在留届」は、旅券法に規定された国民の義務であるだけではなく、大使館の安全情報発信や緊急時の連絡、安否確認等を行うための重要な資料となります。在留届が未提出の方は、速やかに提出してください。

帰国、転出の場合は「帰国・転出届」、家族構成・連絡先の変更などの場合は「変更届」を提出してください。

●3か月未満の短期滞在の方は、「たびレジ」に登録してください。また、在留届を提出済みであっても、大使館管轄外の国内（マッカ州及びマディーナ州）やサウジ国外に渡航する場合には、渡航先を管轄する日本大使館・総領事館からの安全情報を受信できるよう、「たびレジ」にご登録ください。

在留届提出・「たびレジ」登録はこちら→ <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

## II 防犯の手引き

### 1 基本的な心構え

#### (1) 「自分の身は自分で守る」

どんなに安全な地域に住んでいても、事件・事故に巻き込まれる可能性はあります。自分と家族の安全は自分達全員で守るとの心構えが極めて重要です。

#### (2) 「予防こそが最良の危機管理」

危険な場所に近づかない、防犯対策を施すなど、予防こそが最良の危機管理であることを認識して、そのための努力や経費を惜しまないことが肝要です。

#### (3) 「最悪に備えるも、行動は冷静に」

「備えあれば憂いなし」というように、常に最悪の事態を想定して準備を万全にしておき、いざというときには冷静に行動することが重要です。

#### (4) 「安全のための三原則」

「目立たない」、「行動のパターン化を避ける」、「用心を怠らない」が海外で安全に生活するための三原則です。「郷に入っては郷に従え」というように、現地の文化、風俗、価値観を十分考慮した上で行動することが重要です。

#### (5) 「ネットワークを作る」

他の日本人、コンパウンドコミュニティー、職場等様々な形で情報や援助を差しのべてくれる個人や組織と安全確保のためのネットワーク作りを心掛けることが大切です。

#### (6) 「精神衛生」と「健康管理」

心身の健康を図ることが重要です。適度な運動等自分なりにリラックスできる方法を見出すことをお勧めします。心身の健康が保たれてこそ、必要な時に緊張を維持できると言えます。

### 2 一般治安情勢

#### (1) 一般犯罪発生状況

サウジアラビアでは、窃盗などの犯罪行為は宗教教義に反する行為としてイスラム法（シャリーア）によって、窃盗は手首切断、殺人は斬首刑など厳しい刑罰が科せられます。それが抑止効果となって、一般的な治安に関しては欧米諸国に比べて良好であると言われています。

これまでにサウジアラビア内務省が発表した主な犯罪は、窃盗、強盗、侵入、殺人、暴行で、そのほか酒類密造、薬物犯罪、道徳的犯罪も発生しています。

## (2) 日本人の被害例

過去の日本人の被害例としては、空港での置引き、ダウンタウンでの自動車盗難・車上狙い、ひったくり、タクシー利用時の詐欺被害等が発生しています。

サウジ国内における最近の傾向として、なりすまし詐欺の被害が増加しています。内容としては、銀行職員や政府関係者を名乗る者から被害者に電話があり、「あなたの銀行口座が凍結される」などと告げられた結果、口座番号やパスワード等を答えてしまい、預金が窃取されたというものです。当地の銀行職員や政府関係者が携帯電話等で暗証番号その他の個人情報を照会することはありません。このような手口に騙されることのないよう注意してください。

## (3) その他

近年、イエメンのホーシー派によるミサイル・ドローンによる越境攻撃が継続的に発生しています。これまで、ジャザーン州、アシール州等の南部地域への攻撃が多く、2019年9月には東部州、2020年11月及び2022年3月にはジッダの石油関連施設にて火災を伴う被害が発生しています。また、2022年3月にはホーシー派がリヤドの石油精製施設を狙ったドローン攻撃を実施した旨の犯行声明を出しています。

なお、2023年9月にホーシー派によるものとみられるドローン攻撃が南部地域で発生して以降は、ホーシー派からの越境攻撃は認められません。

## 3 テロ情勢

2003年から2004年にかけてリヤド外交団地区や東部州アルコバールにおいて大規模テロ事件が発生したことを受け、以降、サウジ治安当局はテロ防止対策に全力をあげてきました。2014年及び2015年にもイスラム過激派組織ISIL（イラクとレバントのイスラム国）との関連が疑われるテロ事件が複数発生しましたが、2015年をピークにサウジ国内におけるテロ事件の発生数は減少傾向にあります。

近年では、2020年10月及び11月に、フランスで直前に発生した預言者ムハンマドの風刺画に対する抗議と考えられるテロがジッダで2件発生。2021年12月には、自動車レース「ダカールラリー」に参加したフランス関係者の車両が爆発する事件がジッダで発生。2022年8月には、同じくジッダにおいてテロ関連指名手配者の自爆事案が発生。2023年6月には、在ジッダ米国総領事館近くで銃撃事件が発生し、米国総領事館警備員1名が死亡しています。

サウジアラビアでは、引き続き同様の事件が発生する可能性があることに注意してください。

### ●参照リンク

海外旅行のテロ・誘拐対策：

[http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph\\_10.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html)

## 4 防犯対策等

### (1) 窃盗

過去、サウジ国内で日本人が被害者となった一般犯罪はほとんどが窃盗です。車上狙いや自動車盗難については、路上や道路に面している駐車スペースへ駐車した車両が被害に遭うケースが多く、また、レストラン等に駐車した際には夕刻から夜間の礼拝時間で店舗の人の出入りや通行人が少なくなる時間帯に発生しています。対策として、警備員のいる管理された駐車場や人通りが多く明るい駐車スペースに駐車すること、車内に荷物を置かないことが重要です。市内のカーショップで設置できる車両盗難防止アラームシステムは、設置を表示する点灯ライトやシールがあり、車上狙いに対しても防犯効果があります。

また、街中でも、夜間人通りの少ない路上でのひったくり被害も発生していますので、身辺には気を配る必要があります。

空き巣、事務所荒らし等については、外国人居住コンパウンド内であっても施錠を怠らないこと、自宅や事務所の周りを整理・整頓しておくこと、錠や扉を強化するなど防犯対策が必要です。

### (2) 銃器犯罪

サウジアラビアでの銃器所持は許可制ですが、違法銃器が広く出回っているのが実情です。銃器が強盗等の犯罪に使用されることもありますので、万一強盗等に遭遇した場合には、身体の安全を第一に考え、抵抗は避けて金品を与えるなど、犯人がその場から立ち去るよう冷静な行動を心掛けることが肝要です。

### (3) 性犯罪等

ショッピングモール等において外国人女性が身体を触られる事案が発生しています。女性が外出する際には、目立たない格好をするなど注意が必要です。

また過去には、リヤドや東部州などの主要都市において、女性や子供に対する強制性交・性犯罪を目的とした誘拐事件や行方不明事件が発生しています。子供から目を離さないなど十分な注意が必要です。

### (4) 夜型社会に伴う防犯

サウジアラビアは日中の厳しい暑さのため、一般的に夜型社会と言われており、主要幹線道路沿いの大型店舗等は、一日の最後の礼拝時間以降は大勢の客で賑わいます。特に週末は大変な混雑となり、店舗駐車場内での若者による暴走や喧嘩口論等、混乱した状況の中で犯罪に巻き込まれるおそれもあります。夜間外出する際には、周辺の状況に十分注意してください。

### (5) 写真撮影に関する注意

過去に、日本人が許可を得ることなく治安関連施設、発電所、石油関連施設を

写真撮影することによって治安当局に一時的に身柄を拘束される事案が発生しました。王宮関連施設、官公庁などの政府施設や工業施設に限らず、空港、軍事施設、港湾施設などの重要防護対象になっている施設は一般的に写真撮影が禁止になっていますが、禁止区域であることが必ずしも明示されているわけではありませんので、事前に周囲の人に撮影可否を確認するなど慎重に行動してください。

また、現地の女性を被写体とした撮影は、本人の承諾があっても家族からの訴えで身柄を拘束される場合がありますので注意が必要です。

## 5 交通事故

### (1) 交通事故発生状況

サウジアラビアの交通マナーは悪く、信号無視、むやみな車線変更及び無謀なUターン、速度超過、急停止、スマホ運転等を原因とした交通事故が多発しています。

サウジ交通警察当局は、覆面パトカーによる交通違反取締りの強化だけでなく、2010年から「サーヘル(Saher)」と呼ばれる交通監視システムの運用を開始し、主要幹線道路や主要交差点に固定式・移動式監視カメラを設置するなどして速度超過、信号無視、スマホ運転やシートベルト未装着運転等を取り締まっています。なお、交通違反の罰金請求はイカーマ（在留者票）番号に紐付き、未払いの場合出国できない等の支障が生じます。

### (2) 交通事故の予防

サウジ当局が各種取締りを実施し、また、高速道路、街路等の交通施設が整備されているにもかかわらず、交通事故の発生率が高い要因の一つとして、交通教育が十分に徹底されていないことが挙げられています。スピード違反、信号無視、急な進路変更等は日常茶飯事であり、自身が法規を守って運転するのはもちろんのこと、シートベルトを着用し、十分な車間距離を保つとともに、前後左右の車両の動きを注視し、防衛運転に努めてください。

### (3) 交通事故に巻き込まれた場合の注意事項

事故の場合は、Najm for Insurance Services Company（注1）又は交通警察（注2）に速やかに連絡して事故処理を行うことが大切です。Najm又は交通警察が現場に到着するまで衝突した状態から車を移動できません（注3）。車を移動した場合、過失割合認定の際に不利になることがあります。また、事故処理担当者はほとんど英語を解さないため、アラビア語通訳としてスタッフ等を呼ぶことをおすすめします。

#### 【一般的な事故処理の流れ】

事故発生→ 交通警察（993）及びNajmへの通報（電話番号 920000560、けが人

がいる場合は救急 997 へも連絡) → Najm 担当者による現場検証 (事故の責任割合が決定され、事故証明書を受領) → 事故現場を管轄する交通警察に行き、修理許可証を受領 (注 4) → 交通警察または Najm が指定する修理工場から修理見積書を受領 → 保険会社に関係書類を提出 → 保険金を受領、修理

※注 1 Najm ホームページ (<https://www.najm.sa/en>) には、事故発生後の執るべき措置等について掲載されています。

※注 2 事故当事者双方が保険に加入していない場合、Najm は対応しませんので、交通警察へ通報する必要があります。

※注 3 安全な場所に事故車両を移動させる必要がある場合は、事故現場状況を多方向から写真撮影後、車を移動することもできるようです。撮影方向等の詳細は、Najm スマートフォン用アプリ ([www.najm.sa/app](http://www.najm.sa/app)) をご覧ください。

※注 4 当事者すべてが保険に加入している場合、交通警察への出頭は不要です。

※ サウジアラビアでは車両保有者は強制保険に加入しなければなりませんが、有効期限切れ等で保険未加入の者もいます。

## 6 非常時の参考アラビア語

- (1) 助けて！ → ネジダ！ → サーイドゥーニー
- (2) 私は日本人です → アナー ヤーバーニー (男性の場合。女性の場合は“ヤーバニーヤ”)
- (3) 大使館 (又はスポンサー) に連絡したい → ウリードウ イッティサール ビッスィファーラ (大使館) → ウリードウ イッティサール ビルカフィール (スポンサー)
- (4) 触らないでください → ラー タムスイクニー / ラー タルマスニー
- (5) 放してください → ウトルクニー
- (6) 泥棒！ → ハラーミー！
- (7) 警察 (救急車) を呼んでください、お願いします。 → イッタスイル ビッシュルタ (ビルイスアーフ)、ラウ サマフトウ

### III 在留邦人用緊急事態対処マニュアル

#### 1 緊急事態とは

このマニュアルにおける「緊急事態」とは、在留邦人の生命、身体、財産に対する脅威を及ぼすおそれがあると認められる各種事案を想定しています。

※例：テロ、誘拐、政変・騒乱、大規模事故、他国からの軍事的脅威

#### 2 予防的行動と普段の心構え・準備

緊急事態は意図せず遭遇するものではありますが、普段からの心掛けと対処で被害を最小限にとどめることができます。大事な点は次のとおりです。

##### (1) 予防的行動

###### ● 毎日のルーティンを変える

テロに狙われにくくするため、同じ時間に同じ経路を使うといった、予測されやすいパターン化された行動を避ける。

###### ● 目立つ行動をしない

可能な限り、大勢の人が集まる行事への参加を控えて目立つ行動をしない。

###### ● 危ない場所・時間帯を避ける

テロの標的になりやすい欧米人が多く集まるショッピングモールや砂漠キャンプ・イベント、治安情報が発出されている場所にはできる限り近づかない。また、外出の時間帯、滞在時間を検討する。

###### ● 不要な外出を極力控える

夜間、特に深夜の外出を避ける。

###### ● 自動車の安全対策を行う

###### ・ 管理された駐車場への駐車

警備員等により管理されている駐車場に駐車する。管理されていない場合、人通りが多く明るくて人目に付く場所に駐車する。

###### ・ 車体の確認

車体の姿勢や、車体の底・ボンネット等に不審点がないか確認する。通常の状態を常に把握しておくことがポイント。

###### ・ 貴重品の確実な持ち出し

車から離れる際は、車内にバッグや携帯電話等の貴重品を置かない。

###### ・ 不審物への注意

爆発物等の不審物が置かれないように自宅やオフィスの整理整頓に努め、不審物を発見した場合には、「触らず、動かさず、蹴飛ばさず」の原則を守り、管理者又は警備員に連絡する。また、不審な郵便物にも注意を払う。

###### ・ 携帯電話を常に携行する

有事の際の通信手段として、外出時は常に携帯電話等を携行し、警察や会社、知人等に直ちに連絡できる体制を整えておく。

## (2) 普段の準備と心構え

### ● 在留届の提出

サウジアラビアに3か月以上滞在される方は、必ず滞在地を管轄する在サウジアラビア日本国大使館又は在ジッダ日本国総領事館に在留届を提出してください。また、住所、電話番号などの記載事項の変更や帰国、転勤などでサウジアラビアを離れる際には必ず帰国届、変更届を提出してください。

### ● 情報収集

治安情報に関しては、「領事メール」等により、当館から情報提供を随時行っていますが、皆様におかれましても、次の手段等により、各種情報の入手に努めてください。また、特異な情報については、当館への提供をお願いします。

- ・報道等 新聞、テレビ、ラジオ、インターネット報道のほか、海外安全ホームページ (<https://www.anzen.mofa.go.jp>) においても情報を入手することができます。

- ・ローカル情報 現地知人や社員、コンパウンドの警備員などからの情報収集も有益です。

### ● 緊急避難場所（当館）へのルート

緊急事態が発生した際には、緊急避難場所として当館を指定する場合があります。道路封鎖や交通渋滞等に備え複数のルートを確認してください。

### ● 緊急事態用携行品の準備

緊急事態に備え、いつでも避難できるように、現金、イカーマ（滞在許可証）、旅券、クレジットカード、携帯電話等を常時準備しておいてください。付録「緊急事態に備えてのチェックリスト」も活用してください。

## (3) テロに備えて

### ● 避難部屋の検討

住居や会社の中で緊急事態発生時に一時的に避難する部屋を選定してください。また、緊急事態携行品と履物を避難部屋に置くことをお勧めします。

#### ※ 避難部屋選定の目安

- ・道路から離れているか
- ・十分に強固か
- ・すぐに逃げ込める部屋か
- ・窓ガラス等危険なものはないか等

### ● 不審な動向があった場合

爆発音や発砲らしき音を聞いた、外の様子がおかしいなど、不審な動向を覚知した場合には、避難部屋等に逃げ込み、携帯電話等で警備室等に連絡を取るなどして外の状況を確認してください。不審な動向を覚知したからといって、むやみに戸外に出るなどして自分の目で確認しようとすることにより、落下物による被害等、より危険な目に遭う場合がありますので注意してください。

### ● テロの手口

テロの手口は、車両爆破テロのみではありません。小銃による狙撃、刃物による攻撃、自動車による衝突、誘拐など様々な可能性があります。あらゆる事案を想定してください。

### ● 個人でのイメージトレーニング又はシミュレーション

個人の実情に合わせ、具体的に事案を想定し、事案が発生した際にどのように行動するかイメージトレーニング又はシミュレーションを行ってください。具体的にイメージすることにより、安全対策の問題点が見えてきます。また、トレーニングにより緊急事態が発生した際のパニックを防ぐことができます。

※ 例：自宅で発砲らしき音を聞いた

→家族を集めて避難部屋へ逃げ込む

→毛布をかぶる

→警備室に連絡

→近隣との連携

→大使館に確認

→状況の把握

→避難

### ● 自宅コンパウンド・自社オフィス管理者との緊急対応の確認

安全対策、緊急避難等に関する管理者の考え方や計画を十分把握してください。また、管理者の安全対策に不十分な点があれば改善を申し入れるなどの措置をとってください。

## (4) テロ発生時の措置

### ● 避難

住居やオフィスの中の緊急避難部屋に一旦避難し、その後屋外の安全が確認されてから外部に避難してください。また、ショッピングモール等外出時に事件に遭遇した場合は速やかにその場所から避難してください。警察、警備員等の誘導があればそれに従ってください。

緊急事態発生時の原則は、上記のとおりまず自宅待機ですが、過去、リヤドにおいて発生した自動車爆弾テロでは、コンパウンドがターゲットとなっていることから、コンパウンドに居住している場合、一概に自宅が安全とは言い切れません。自宅以外の市内ホテル等への一時避難も念頭に置いてください。

### ● 大使館への連絡

テロの発生を認知した場合には、(被害がなくても)大使館に安否確認の連絡をお願いします。

### ● 隣人との連携

近隣に住む日本人の方々と連絡を取ることにより情報を共有できるほか、身近な日本人の方の存在により安心し冷静になれます。また、お互いに安否を確

認することにより被害者の早期発見につながります。

● **自宅コンパウンド、自社オフィスの管理者、警備員との連絡**

何が起きたのか、どのような対応が必要かなど、可能であれば管理者や警備員に確認してください。

● **流言、デマに注意**

テロ発生時には、様々な流言やデマが飛び交うので、情報を取捨選択し冷静に対応してください。

● **被害に遭われた場合**

被害に遭われた場合や日本人の被害を認知した場合は、大使館に連絡してください。負傷等により自分で連絡できない場合は、病院関係者等に依頼してください。

### 3 緊急事態発生時の当館・日本人会の取組

#### (1) 当館の取組

● **緊急事態対策本部の設置**

緊急事態が発生した場合、当館は、原則として館内に「緊急事態対策本部」を設置します。同対策本部は、リヤド日本人会及び東部地区日本人会と協力して在留邦人の生命、身体、財産の保護に資する諸活動を実施します。

● **安否確認**

緊急事態発生時、緊急事態対策本部を通じ安否確認を行います。被害者有無の確認は在留邦人保護対策の出発点です。

なお、大使館では、緊急事態発生を想定した在留邦人安否確認訓練を定期的に実施していますので、ご協力をお願いします。

● **各種情報提供**

領事メール(メールアドレスを在留届で当館に登録されている方)、FM放送、当館ホームページなどを通じ、情報提供を行います。

※ FM放送の周波数は、原則として 88.5MHz を使用します。ただし、予備の周波数として、88.8MHz を使用する場合があります。

● **日本人被害者の保護対策**

日本人の方が被害に遭われた場合、大使館が必要に応じ現場に赴き各種支援を行います。

● **各種勧告**

緊急事態の態様に応じて、在留邦人の皆様の安全確保のため必要かつ適切であると認められる場合、自宅待機勧告、退避勧告などを発出します。

● **緊急避難場所**

緊急事態が発生した場合には、緊急避難場所として当館を指定する場合があります。

● **現地対策本部の設置**

緊急事態が遠隔地で発生し、事件・事故現場等において、組織的な対応が必要と認められる場合、大使館は現場周辺の適当な施設に「現地対策本部」を設置します。対策本部の規模については、事案の様態又は状況によるものとし、任務等については、「緊急事態対策本部」に準じるものとします。

## (2) 日本人会の取組

### ● 安全対策連絡協議会臨時会の開催

緊急事態発生の可能性が高いと認められる場合、当館又は日本人会理事会役員の要請により、「安全対策連絡協議会臨時会」を招集し以下の点について協議します。

- ・情勢説明と今後の見通し
- ・情報・意見交換
- ・短期的な行動方針の決議
- ・事態が急展開した際の対応、その他必要と認められる事項等

### ● 当館からの情報・勧告及び安全対策連絡協議会臨時会決議事項等の伝達

当館から、治安情報や勧告のほか、安全対策連絡協議会臨時会での決議事項などを在留邦人の皆様に伝達します。

### ● 当館による安否・所在確認への協力

緊急事態が発生した場合などに、当館が行う安否・所在確認作業に協力します。

### ● その他

その他必要と認められる各種邦人援助活動を実施します。

## 緊急事態に備えてのチェックリスト

- (1) 在留届・変更届の提出：住所や電話番号の変更、転勤（帰国）の届出。
- (2) 所在の明確化：家族、同僚等に常に所在を伝える。
- (3) 連絡方法の確認：企業内、家族間で緊急時の連絡方法について確認。
- (4) 連絡網の確認：「連絡網」等の常備、管理。
- (5) 通信手段の確保：携帯電話等の通信手段の確保。
- (6) 旅券、査証等：
  - 旅券の有効期限は十分か。※ 旅券については、常時6か月以上の残存有効期間があることを確認してください。
  - 当国査証の有効期限は十分か。（ヒジュラ暦に注意。）
  - イカーマの有効期限は十分か。（ヒジュラ暦に注意。）
  - 旅券の身分事項（当国発給の査証欄を含む。）、イカーマの写し
  - 旅券等再発給に備えた予備の写真
  - 旅券の最終頁の「緊急連絡先欄」は記載しているか。
- (7) 現金等の貴重品の保管
  - 現金（米ドル、ユーロ等外貨を含む。ただし、当国の場合6万サウジリアル相当以上の現金の持ち出しは、申告が義務づけられています。）
  - クレジットカード
- (8) 自動車の整備と燃料の補給等
  - 燃料  タイヤのエア  オイル  バッテリー液
  - 当国発給の自動車運転免許証の有効期限は十分か。
  - 当国自動車登録証（エスティマーラ）の有効期限は十分か。
  - 自動車保険の加入の有無。有効期限は十分か。
- (9) 携行品の用意
  - 携帯電話（充電器、予備バッテリー、車両用のシガーライター対応型充電器、充電用USBコード）
  - 着替えのための衣類（活動しやすく、殊更に華美でない服。冬場も想定し、長袖、長ズボン、毛布等。）
  - 履物（行動に便利で靴底の厚い頑丈なもの）
  - 非常用食料、飲料水等 ※ 自宅待機する場合をも想定し、家族全員が10日間程度生活できる量の米、調味料、缶詰類、インスタント食品等の保存食及びミネラルウォーターを準備しておくことをお勧めします。
  - 医薬品（常備薬等）
  - 日用雑貨（懐中電灯）、洗面用具、タオル、ティッシュ、紙おむつ等）
  - 海外旅行傷害保険関係書類
  - ラジオ（電池式が望ましい）※ 緊急事態発生時ペットを連れて避難することは、退避先での手続きや航空機等の制約から大変困難です（特に、自衛隊機による退避の場合、盲導犬を除き、ペットの帯同は不可）。ペットを飼っている方は、公共交通機関が動いているうちに早めに退避するか、現地の方に託すなどの対応をお願いいたします。

## 主要連絡先等

### 1 日本政府関連

#### (1) 在サウジアラビア日本国大使館

HP : [https://www.ksa.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.ksa.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

領事班メールアドレス : [consular-sec@rd.mofa.go.jp](mailto:consular-sec@rd.mofa.go.jp)

電話 : 011-488-1100 FAX : 011-488-0189

#### (2) 在ジッダ日本国総領事館

HP : [https://www.jeddah.ksa.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.jeddah.ksa.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

電話 : 012-667-0676 FAX : 012-667-0373

#### (3) 外務省領事局海外領事サービスセンター

(海外安全相談班) +81-3-3580-3311 (内線 : 2902、2903)

#### (4) 外務省海外安全ホームページ

HP : <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

### 2 現地警察・消防等

内務省統合治安オペレーションセンター 911

警察 999

火災 998

救急 997

高速道路警察 996 (郊外の高速道路を管轄)

交通警察 993

### 3 在サウジアラビア主要各国大使館

#### (1) アメリカ合衆国大使館

HP : <https://sa.usembassy.gov/>

電話 : 011-488-3800

#### (2) イギリス大使館

HP : <https://www.gov.uk/world/saudi-arabia>

電話 : 011-481-9100

#### (3) ドイツ大使館

HP : <https://www.saudiarabien.diplo.de>

電話 : 011-277-6900

#### (4) フランス大使館

HP : <https://sa.ambafrance.org/>

電話 : 011-434-4100

### 4 空港

#### (1) キングハーリド国際空港インフォメーション（リヤド）

HP : <https://www.riyadh-airport.com/>

電話 : 920-020-090

#### (2) キングファハド国際空港インフォメーション（ダンマン）

HP : <http://www.the-saudi.net/kfia/>

電話 : 013-883-5151

### 5 主要航空会社

#### (1) エミレーツ航空 (EK)

HP : <https://www.emirates.com/sa/English/>

予約センター : +971-600-55555 (24 時間)

電話 (リヤド・東部州共通) : 800-850-0022

#### (2) エティハド航空 (EY)

HP : <https://www.etihad.com/en-sa/>

電話 (リヤド) : 800-844-783、800-850-0026

#### (3) カタール航空 (QR)

HP : <https://www.qatarairways.com/en/homepage.html>

電話 (リヤド) : 800-850-1190

#### (4) サウジアラビア航空 (SV)

HP : <https://www.saudia.com/>

予約センター : 092-002-2222 (金・土曜定休)

電話 (リヤド空港) : 011-268-4078

電話 (ダンマン) : 092-002-2222

### 6 バス会社

SAPTCO (Saudi Public Transport Company)

HP : <https://www.sapco.com.sa/Buses/Home.aspx?lang=en-US>

電話 (リヤド・東部州共通) : 920-000-877

## 7 病院等

(1) Specialized Medical Center Hospital (リヤド)

HP : <https://smc.com.sa/>

電話 : 011-434-3800

(2) Dr. Sulaiman Al Habib Hospital (リヤド)

HP : <https://hmg.com/en/Pages/home.aspx>

電話 : 011-283-3333 (Al Takhassusi)

電話 : 011-244-4444 (外交団地区)

(3) Al-Mana General Hospital (アルコバール他)

HP : <https://almanahospital.com.sa/Eng/>

電話 : 013-826-2111 (ダンマン)

電話 : 013-898-7000 (アルコバール)

電話 : 920033440 (グループ共通)